平成２７年（フ）第７４号
三重県度会郡度会町上久具237番地１
債務者　中村あゆみ
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
三重県鳥羽市浦村町1266番地
債務者　濱田　侑奈
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
山口県山陽小野田市須恵３丁目５番８－203号（市営住宅Ｈ－１棟23号）、前住所岐阜県岐阜市茜部菱野３丁目72番地１（ドエルＹ・Ｓ107号室）
債務者　金城浩美こと　郭　　浩美
１　決定年月日時　平成27年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第４７号
北海道北見市清見町38番地22　川上好幸方、前住所北海道常呂郡訓子府町末広町137番地末広団地210号
債務者　川上　香織
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
山形県東置賜郡高畠町大字元和田581番地の１
債務者　渡部　弘子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２７年（フ）第１０３０号
さいたま市岩槻区諏訪４丁目６番地　29号102
債務者　岩本　大樹
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６２号
埼玉県川口市桜町５丁目１番６号　リバティハイム102号
債務者　牧野　正人
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０６３号
埼玉県川口市桜町５丁目１番６号　リバティハイム102号
債務者　牧野　秋子
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０９３号
さいたま市南区辻７丁目15番21号　中茂ハイツ101号室
債務者　箱崎　勝義
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３９号
埼玉県草加市草加１丁目１番９号　タカラマンション103号
債務者　松本　アサ
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７号
茨城県神栖市賀2148番地　ケアハウスばんなん賀
債務者　白川　　鯉
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第２９号
千葉県香取郡神崎町神崎本宿930番地３
債務者　鈴木　　努
１　決定年月日時　平成27年10月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２７年（フ）第２２１号
高知市大川筋２丁目７番10号　中屋アパート
債務者　美﨑惠美子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２７号
高知市一宮東町５丁目11番16号　第二片岡アパート101
債務者　中平　康夫
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２８号
高知市小石木町211番地１　改住59号
債務者　上杉　真希
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２００号
愛知県田原市田原町西鎌田３番地１　西鎌田住宅７－303号、従前の住所愛知県豊橋市高師本郷町字東上17番地
債務者　河合　摂子
１　決定年月日時　平成27年10月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年12月７日まで
５　免責審尋期日　平成27年12月７日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部